



## 請求日程等

### 【診療報酬等明細書】

診療月	7月		8月	
請求書提出締切日	8月10日(木)		9月10日(日)	
増減点等通知書等送付予定日	9月4日(月)	9月5日(火)*	10月3日(火)	10月5日(木)*
支払通知書等送付予定日	9月13日(水)	9月15日(金)*	10月13日(金)	10月15日(日)*
診療報酬等支払日	9月20日(水)		10月20日(金)	

\*オンライン請求システムからダウンロードが可能となる日

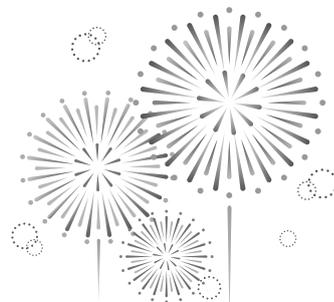
### 【出産育児一時金等関係】

分娩月	7月		8月	8月		9月
区分	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)
請求書提出締切日	8月10日(木)		8月25日(金)	9月10日(日)		9月25日(月)
支払通知書送付予定日	8月22日(火)	9月13日(水)		9月20日(水)	10月13日(金)	
出産育児一時金等支払日	9月7日(木)	9月20日(水)		10月6日(金)	10月20日(金)	

### 【特定健診等関係】

健診月	7月		8月	
請求方法	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	8月7日(月)	8月10日(木)	9月5日(火)	9月10日(日)
返戻及び支払通知書送付予定日	9月12日(火)		10月13日(金)	
特定健診等支払日	9月28日(木)		10月27日(金)	

\*9月9日(土)、10日(日)は開館し受付します。【受付時間】 8:30~17:00



## 審査委員会からの連絡事項

### 医科

#### タリージェ錠、リリカ(プレガバリン)カプセル等について

タリージェ錠等について、神経障害性疼痛に対して算定される場合は、その原因疾患の記載をお願いします。

なお、疼痛の原因疾患と認められる主な疾患は次のとおりですので、参考としてください。

#### 【適応疾患】

三叉神経痛、頸椎症神経根症、肋間神経痛、手根管症候群、坐骨神経痛、带状疱疹後疼痛、糖尿病性神経障害性疼痛、化学療法による神経障害、腰部脊柱管狭窄症、椎間板ヘルニアなど

## 診療報酬等請求上の留意点

### 共通

#### 第三者の不法行為にかかるレセプトについて

レセプトの記載要領では、患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合は、「特記事項」欄に「10第三」と記載することとなっております。

なお、第三者の不法行為には、交通事故のほか、犬咬、食中毒、けんか等も該当いたします。あわせて、傷病届の提出義務があるため、受診された方にその旨をご説明ください。ご不明な点は、事業課保険者支援係（TEL0852-21-2136）までお問い合わせください。

#### 診療報酬等の請求にかかる留意点について

このことについて、留意いただきたい事項を次のとおり取りまとめましたのでご活用ください。

なお、請求に際しては、記載要領等を併せてご確認くださいませようお願いします。

また、請求にかかる基本的な取扱いに関しては、本会ホームページに「診療報酬等請求の手引き」を掲載しておりますので、ご参照ください。

#### ◎本家入外区分・特記事項について

記載要領をご確認のうえ、本家入外区分と特記事項の組み合わせが正しいかご確認ください。

※外来分において不一致となっている事例が散見されます。

#### <国保>

給付割合 8割：本家入外区分 4、8（8は高齢受給者の場合）

給付割合 7割：本家入外区分 2、6、0（0は高齢受給者の場合）

⇒特記事項は「26区ア、27区イ、28区ウ、29区エ、30区オ」のいずれか。

なお、高齢受給者のうち 30区オの該当で高額療養費が発生する場合は、摘要欄に低所得Ⅰ・Ⅱの別を記載。

#### <後期>

給付割合 7割の場合：本家入外区分 0

⇒特記事項は「26区ア、27区イ、28区ウ」のいずれか。

給付割合 9割または 8割の場合：本家入外区分 8

⇒特記事項は「42区キ（一般Ⅰ：給付割合 9割）、41区カ（一般Ⅱ：給付割合 8割）、30区オ」のいずれか。

なお、30区オの該当で高額療養費が発生する場合は摘要欄に低所得Ⅰ・Ⅱの別を記載。

#### 新型コロナウイルス感染症の公費請求にかかる留意点について

このことについて、令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類感染症に変更されたことに伴い、患者等に対する公費支援の取り扱いが変更されていますのでご注意ください。

※詳細については、厚生労働省保険局発出の令和 5 年 3 月 20 日付け保医発 0320 第 1 号及びその後の関連通知等をご参照ください。

## 医科

### 血液化学検査（まるめ項目）について

D007血液化学検査（まるめ項目）については、算定ルール上、患者から1回に採取した血液を用いて同区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて算定することとなっています。同一検体での追加検査を別途算定していると思われる症例が散見されますので、ご注意ください。

### コレステロール3種類の算定について

LDL-コレステロール（18点）、HDL-コレステロール（17点）、総コレステロール（17点）を併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定することとなっています。

## 調剤

### 自家製剤加算の算定について

当該加算の算定に当たり、「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明の場合は、その算定理由が明確となるように摘要欄に「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記録することとなっています。

### 外来服薬支援料2の算定について

外来服薬支援料2の算定対象となる剤が複数ある場合は、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に名称（「支B」）を記載することとなっています。

### 処方箋の有効期間について

処方箋の有効期間は、交付の日を含めて4日以内となっています。

ただし、特殊な事情があると認められる場合に、交付の日を含めて4日を超えた日以降に調剤を受ける必要がある場合には、「処方箋の使用期間」に記載された年月日まで有効となります。

## お 願 い

### レセプトの傷病名について

診療報酬請求書等の記載要領にも示されているとおり、レセプトの傷病名については、「原則として、傷病名コードに記載されたものを用いること」となっています。未コード化傷病名（コード：0000999）はやむを得ない場合に限り使用してください。

なお、同一診療開始日に複数の病名がある場合については、1つの傷病名欄に1つの傷病名コードでご請求ください。

#### <複数の病名がある場合の記載例>

①糖尿病、高血圧症  
（診療開始日令和5年4月1日）



①糖尿病（診療開始日令和5年4月1日）  
②高血圧症（診療開始日令和5年4月1日）

## お 願 い

### 書類等の混入について

本会審査課あて郵送物の中に、支払基金島根審査委員会事務局に提出すべき社保分の書類・媒体等の混入が見受けられます。提出前に今一度送付先をご確認いただきますようお願いいたします。

### 妊婦健診の単価について

令和5年4月受診分から島根県の参考単価が変更されたことに伴い、各市町村においても請求単価が異なる場合がありますので、請求の際はご留意いただきますようお願いいたします。

### 郵便物の配達日変更について（普通扱いとする郵便物等の土曜日配達休止）

令和3年10月から、普通郵便（書留や速達など特殊取扱いのものを除く）の土曜日配達が休止されておりますので、レセプト等の提出にあたり、遅延のないよう改めてご留意ください。



## お 知 ら せ

### 市町村単独医療費助成事業について

令和5年10月診療分から出雲市の子ども医療（乳幼児医療拡大分）の助成内容が下表のとおり拡大されますので、窓口等でのご対応をよろしくお願いいたします。

< 医科・歯科 >

市町村名 負担者番号	子ども医療（乳幼児医療拡大分）			
	【変更前】		【変更後】	
	入院	外来	入院	外来
出雲市 90320037	入院：総医療費の1割を自己負担 上限 2,000円/月 (小学1年～中学3年生)	外来：総医療費の1割を自己負担 上限 1,000円/月 (小学1年～小学6年生)	入院：総医療費の1割を自己負担 上限 2,000円/月 (小学1年～中学3年生)	外来：総医療費の1割を自己負担 上限 1,000円/月 (小学1年～ <u>中学3年生</u> )

※調剤についても医科・歯科と同様に拡大となります。

各市町村の助成内容及び自己負担限度額等については、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

